

豊岡演劇祭 2020 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

2020年7月30日

1. 豊岡演劇祭は、感染拡大の推移を見守りつつ、さらなる規模縮小、中止、延期などの判断も視野に入れながら準備を進めていきます。
2. これ以上の感染拡大が進んだ場合には、感染拡大地域からの、観客のご来場をお断りする措置も検討しています。そのため、8月8日（土）のチケット発売は但馬地域限定での販売開始とし、状況に応じて販売地域の拡大を実施いたします。
また、お客様には兵庫県が提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録を呼びかけます。
3. いま以上に感染が広がった場合は、首都圏を初めとする感染拡大地域から来るアーティストは、公演初日の二週間前に豊岡に入り、外部との接触を控えて準備を進めてもらうか、あるいはPCR検査を義務づけます。
4. 演劇祭に参加するすべての公演は、政府が発表している業界ごとのガイドラインより、さらに厳しい基準で上演を行います。現状では、通常の感染予防対策の他、舞台と客席を2メートルあける、客席の間隔をあけ定員の50%以下とするといった基準や、検温体制、連絡体制の構築などの準備を進めています。
5. 私たちは、お客様、地域の皆様の健康を第一に考え、感染予防に努めながら準備を進めていきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

豊岡演劇祭実行委員会

兵庫県新型コロナ追跡システム

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19_chase.html

豊岡演劇祭 2020 における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

第2版

2020年7月30日
豊岡演劇祭実行委員会

○本ガイドラインの趣旨

2020年9月に、豊岡市全域で実施予定の豊岡演劇祭2020は、コロナ禍の影響により当初の計画を大幅に変更し、海外招聘演目に関しては中止、国際共同制作作品に関しては作品内容の変更をするなどし、7月1日に開催概要を発表した。

しかし、新型コロナウイルス感染症が再拡大の兆しを見せるなか、さらなる規模縮小、中止、延期なども視野に入れつつ、並行して開催に向けガイドラインを更新し、「豊岡演劇祭2020 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第2版）」を作成した。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に対する最新の知見等を踏まえ随時見直すこととする。

○策定方法

豊岡演劇祭実行委員会が感染症の専門家の知見を元に策定した。

政府の専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら各業界団体が出しているガイドラインも参考にしている。

○本ガイドラインの内容

- (1) 稽古場における対策内容
- (2) 劇場における対策内容

(1) 稽古時における対策

① 稽古実施の前提

- ・スタッフ・キャストは健康を守ることを第一と考え、体調が悪い（かもしれない）と感じた場合には、各団体の代表者かプロデューサーに報告の上、気兼ねをせずに休む。
- ・各団体・制作者においては、体調不良者が出た場合に備え、可能な限りバックアップができる体制を構築しておく。
- ・万一感染者が出て、稽古・公演に中止を含む支障が出た場合も、感染者に責務を負わせない。
- ・稽古の続行・休止・中止については各団体が責任を持って決定し、公演の進行に支障がある場合は演劇祭実行委員会へ報告する。
- ・コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した方と、発症2日前から隔離開始までの期間に濃厚接触した可能性がある場合は、速やかに申し出る。
- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者は帰国、入国から14日以上経過した後、稽古参加とする。
- ・息苦しさや強いだるさ、熱などの症状がある場合や、咳などの比較的小さいかぜの症状がある場合、自宅待機とし、帰国者・接触者相談センター等に連絡し、対応を相談する。

② 入室時

- ・全員入室時に検温を行う。もしくは各自自宅にて検温を実施する。37.5℃以上の場合や体調に異変がある場合は自宅待機とする。
- ・稽古場入室時、手指の消毒を行う。靴については、建物や部屋の入り口などで室内履きに履き替える。

③ 稽古場

- ・稽古場仕込み撤去において、十分な時間を設定し、三密の重なりが発生防止に努める。
- ・稽古時間には十分な日幅と時間を設定し、一日の拘束時間が過度に長時間にならないよう配慮する。
- ・稽古場内は常時換気を実施する。
- ・稽古場内の手すり、カーテン、ドアノブ、机、いす、ロッカー、床などは頻繁に清拭消毒を行う。
- ・舞台セットのキャスト・スタッフの触れる部分、小道具は舞台監督と相談し抗菌処理を行うことを推奨する。（業者による1度の抗菌処理で1年間は無効。稽古場の中央に道具を集めて抗菌処理を実施。所要時間2時間程度。抗菌＝ウイルスがその物に滞在している時間が圧倒的に短くなる効果あり。）
- ・稽古中、キャスト以外はマスクを着用する。使い捨て手袋も有効。
- ・スタッフは、できるだけ用具の共有を行わないものとする。
- ・キャスト、スタッフにおいてはシューズ、マット、カップなどの共有を避け、管理、洗浄、消毒は各自責任を持って行う。
- ・マネージャー含む稽古参加以外の関係者の稽古場の出入りは必要時を除き、極力少なくする。
- ・トイレのハンドドライヤーは停止し各自ハンドタオルを持参するか、ペーパータオルを置く。またトイレの蓋がある場合は、蓋をして水を流す。

④ 食事・ケータリング

- ・ケータリングは極力個包装のものとする。
- ・ケータリング場に奨励される消毒方法に関しての貼り出しをする。
- ・ケータリング用では使い捨ての紙コップ、紙皿などを使用する。自身のみが使うカップ・タンブラー等を持参・使用する場合は、各自管理する。
- ・ペットボトル飲料は各自、管理・破棄をする。残置に注意し、残置されたペットボトルは廃棄する。
- ・水回りや洗いものは全て使い捨てペーパータオルを使用する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者はマスクの着用を徹底し、作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

⑤ 移動

- ・感染リスクの把握の為、各自の稽古場への経路を把握する。（電車・自家用車・自転車等）
- ・移動中はマスクを着用・咳エチケットを遵守する。

⑥ 連絡系統

- ・各キャスト・スタッフの緊急連絡先、連絡網を作成する。そして公演関係者に対しこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
(コンタクトシートに全スタッフの連絡先を追記、メール、LINE など)

⑦ 感染が疑われる場合

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とし、帰国者・接触者相談センター等に連絡し、対応を相談する。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・万が一、感染が発生した場合は、感染した人の人権を守る配慮を行う。

上記、すべての内容を演劇祭参加団体に周知徹底する。

(2) 劇場における対策

① 公演実施の前提

- ・スタッフ・キャストは健康を守ることを第一と考え、体調が悪い（かもしれない）と感じた場合には、各団体の代表者かプロデューサーを通じて演劇祭実行委員会に報告の上、気兼ねをせずに休む。
- ・各団体・制作者においては、体調不良者が出た場合に備え、可能な限りバックアップができる体制を構築しておく。
- ・万一感染者が出て、公演が中止になった場合も、感染者に責務を負わせない。
- ・公演の続行・休止・中止については各団体と演劇祭実行委員会が責任を持って決定する。
- ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した方と、発症2日前から隔離開始までの期間に濃厚接触した可能性がある場合は、速やかに申し出る。
- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者は帰国、入国から14日以上経過した後、公演参加とする。
- ・息苦しさや強いだるさ、熱などの症状がある場合や、咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合も、滞在施設待機とし、帰国者・接触者相談センター等に連絡し、対応を相談する。

② 入館時

- ・全員劇場の入館時に検温を行う。もしくは各自滞在施設にて検温を実施する。37.5℃以上の場合や体調に異変がある場合は滞在施設待機とする。

③ 劇場内

- ・劇場仕込み撤去において、十分な時間を設定し、三密の重なるの発生防止に努める。
- ・舞台稽古時間には十分な日幅と時間を設定し、一日の拘束時間が過度に長時間にならないよう配慮する。
- ・出演のキャスト以外はマスクを着用する。
- ・舞台セットのキャスト・スタッフの触れる部分、小道具は舞台監督と相談し抗菌処理を行うことを推奨する。またなるべく道具ごと、機材ごとに担当を決め、担当以外が扱わないようにする。
- ・衣裳は洗濯、除菌をする。

④ 楽屋

- ・楽屋内では可能な限り距離を取った鏡前の配置とする。
- ・楽屋内は常時換気を実施する。
- ・楽屋内の手すり、カーテン、ドアノブ、机、いす、ロッカー、床などは頻繁な清拭消毒・除菌を行う。
- ・楽屋を事前に抗菌処理することも推奨する。
- ・楽屋入室時、手指の消毒を行う。靴については、建物や楽屋の入り口などで室内履きに履き替える。
- ・ヘアメイク道具は共用で使用しない。また消毒や除菌をする。
- ・キャスト、スタッフにおいてはシューズ、マット、カップなどの共有を避け、管理、洗浄、消毒は各自責任を持って行う。
- ・トイレのハンドドライヤーは停止し各自ハンドタオルを持参するか、ペーパータオルを置く。またトイレの蓋がある場合は、蓋をして水を流す。
- ・マネージャー含む関係者の楽屋の出入りは必要時を除き極力少なくする。
- ・終演後の楽屋面会は中止し、関係者の出入りを極力少なくする。
- ・お客様からのキャスト宛のプレゼント（手紙も含む）の受領は中止する。
- ・ロビー花、楽屋花の受領は中止する。

⑤ 食事・ケータリング

- ・楽屋内やケータリング場に、奨励される消毒方法についての貼り出しをする。
- ・ケータリングは極力個包装のもの、弁当はパッケージングされたものにする。
- ・ケータリングでは使い捨ての紙コップ・紙皿などを使用する。自身のみが使うカップ・タンブラー等を持参・使用する場合は、各自管理する。
- ・ペットボトル飲料は各自、管理・破棄をする。残置に注意し、残置されたペットボトルは廃棄する。
- ・水回りや洗いものは全てペーパータオルを使用する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者はマスクの着用を徹底し、作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

- ⑥ 移動
- ・感染リスクの把握の為、各自の劇場への経路を把握する。（電車・自家用車・自転車等）
 - ・移動中はマスクを着用、咳エチケットを遵守する。
- ⑦ 連絡系統
- ・各キャスト・スタッフの緊急連絡先、連絡網を作成する。そして公演関係者に対しこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
（コンタクトシートに全スタッフの連絡先を追記、メール、LINE など）
- ⑧ 感染が疑われる場合
- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。必要に応じて直ちに帰宅させ、滞在施設待機とし、帰国者・接触者相談センター等に連絡し、対応を相談する。
 - ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
 - ・万が一、感染が発生した場合は、感染した人の人権を守る配慮を行う。
 - ・体調不良者が出た場合、帰国者・接触者相談センター（豊岡健康福祉事務所）等に連絡し、対応を相談する。

上記、すべての内容を演劇祭参加団体に周知徹底する。

(3) 来場者に関する感染防止策

① 公演前の対策

- ・来場者の氏名、および緊急連絡先の把握を行う。また、来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を事前に周知する。
- ・来場者の検温実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知する。

② 公演当日の対策

(1) 周知・広報

感染予防のため、劇場と協力の上、来場者に対して以下の周知をする。 ・マスク着用、手指の消毒、咳エチケット、社会的距離の確保の徹底、 ・下記の症状に該当する場合に来場を控えること。 37.5° C 以上の発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔気・嘔吐

(2) 来場者の入場時の対応

- ・以下の場合には、入場しないよう要請する。
 - 検温の結果、37.5° C 以上の発熱があった場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫をし、必要に応じて、入場制限を行う。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等の手渡しによる配布は行わない。
- ・プレゼント・差し入れ等は控えるように呼びかける。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

(3) 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。

(4) 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。
- ・面会等は行わないことを周知する。

③ 公演後の対策

- ・公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し保存するよう努める。保存期間を4週間とする。個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。
- ・感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整え、必要な情報提供を行う。

上記、すべての内容を演劇祭参加団体に周知徹底する。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口		
機関名	主体	連絡先など
帰国者・接触者相談センター (豊岡健康福祉事務所)	兵庫県	受付時間 平日:午前9時～午後5時30分 電話番号 0796 - 26 - 3660 FAX 番号 0796 - 24 - 4410
兵庫県 新型コロナ健康相談コ ールセンター	兵庫県	電話番号 078 - 362 - 9980 FAX 番号 078-362 - 9874
厚生労働省電話相談窓口	厚生労働省	受付時間: 平日・土曜・日曜日 午前9時～午後9時 電話番号 0120 - 565653(フリーダイヤル)

■注意事項

当ガイドラインの内容は作成当時の情報に基づいています。

当ガイドラインは演劇祭参加者の皆様の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

また当ガイドラインに起因して生じた損害については、責任を負いかねますので御了承ください。

■参考にしたガイドライン

- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 豊岡市 新型インフルエンザ等対策 行動計画

https://www.city.toyooka.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/832/infuluenza.pdf

- 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (令和2年7月23日改定)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>

- 公益社団法人全国公立文化施設協会 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」 (令和2年5月25日)

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/index.html

■演劇祭実施各地域のガイドライン

- 城崎温泉における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 第3版 (2020年7月22日)

https://kinosaki-spa.gr.jp/core/wp-content/uploads/2020/07/covid19_guideline_3.pdf

- 日高・神鍋高原における新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン 第1版

<https://hidaka.kannabe.info/wp-content/uploads/2020/06/cc4b365645e9e9a102948e53b9aa16c4.pdf>

- 豊岡市竹野地域における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 第1版

<http://www.takeno-kanko.com/wp-content/uploads/2020/06/be9e3b9055e17fa830d15453b907792e.pdf>